

# 学 会 彙 報

1994年 3月31日

『教育行政学研究』第15号の刊行

〈掲載論文〉

ロシア共和国ヴィヤトカにおける教員養成制度の創制(1872-1918)

—ヴィヤトカ学校の試圖からヴィヤトカ教育大学の設立まで—

高瀬 淳(広島大学大学院)

アメリカ教育行政学の新しい動向

—「理論運動以後の(post-' theory movement')」教育行政学の生成について—

堀 和郎(宮崎大学)

〈文献紹介〉

教育政策の実施結果(outcome)・効果(impact)に関するアメリカの実証的研究

加治佐 哲也(兵庫教育大学)

1994年 4月 1日

学会事務局が広島修道大学に移転

1994年 4月12日

西日本教育行政学会第16回大会プログラム発送

1994年 5月21日

西日本教育行政学会第16回大会開催(広島修道大学)

〈研究発表〉

アメリカ合衆国における「家庭義務教育」の判例に関する研究

河井俊彦(島根県立松江南高等学校)

イギリスにおける保育学校政策の史的研究

中嶋一恵(広島大学大学院)

1990年アメリカ障害者教育法改正におけるDellmuth v. Muth判決の影響

堀田哲一郎(広島大学大学院)

アメリカ合衆国における教育の適切性に関する考察

—教育財政とのかかわりに着目して—

上寺康司(東亜大学)

現代教科書紛争にみるカリフォルニア州教科書行政の展開

—『自由の地』(Land of Free)教科書紛争の分析—

古賀一博(上越教育大学)

〈総 会〉

1) 新役員(1994年4月1日から1996年3月31日まで。ただし会計監査は1996年の総会までとする。)

顧問: 中島直忠、名和弘彦

会長: 森川 泉

副会長: 有吉 英樹

理事: 佐竹勝利、田代直人、堀和郎、松永裕二

編集委員: 河野和清(編集委員長)、池田輝政、岩永定、橋口泰宣

監 査：加治佐哲也、河村 正彦

幹 事：織田 成和、高妻紳二郎、岡本 徹

2) 本学会紀要『教育行政学研究』の寄贈に関して、一層有効に活用してもらえるようその対象を再検討することとした。

1994年 7月 7日

学会ニュース第37号発送

1995年 1月24日

西日本教育行政学会第17回大会案内、発表申込書等発送

### 新着寄贈図書

下記の図書が寄贈されました。事務局に保管されていますので、ご利用ください。

- 1 東京大学教育学部 『教育行政学研究室紀要』第13号 1993年
- 2 関西教育行政学会 『教育行財政研究』第21号 1994年
- 3 京都大学教育行政学研究室 『教育行財政論叢』 1994年
- 4 大塚学校経営研究会 『学校経営研究』第19巻 1994年
- 5 甲南女子大学人間科学研究会 『人間科学年報』第19号 1994年
- 6 甲南女子大学大学院文学研究科 『教育学論集』第12号 1994年
- 7 兵庫教育大学学校経営研究室 『現代学校経営研究』第7号 <特集：指導要録をめぐる諸問題>

1994年

# 西日本教育行政学会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

## 第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額5,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

## 第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）  
なお、副会長は複数置くことができる。

- 2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

- 2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長のもとで会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で召集するものとする。

第13条 1) 役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

- 2) 任期途中で役員の交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

## 第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規程は別にこれを定める。

## 第7章 雜則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行なわれる。

### 附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

### 附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

### 附 則（昭和60年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

### 附 則（昭和62年11月14日一部改正）

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

### 附 則（平成元年11月18日一部改正）

本会則は、平成2年4月1日より施行する。

## 西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。  
編集委員会は、中国・四国地区2名・九州地区2名によって構成される。  
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、応募者に対し論文内容について助言することがある。
6. 本機関誌の刊行に関する経費のうち、研究論文の印刷費については、毎年度執筆者ごとに実費を徴収する。機関誌に関するその他の費用については、会費より支弁する。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

### 「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 個人研究・共同研究とも執筆者1人当りの論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。  
(ただし、個人研究の場合は、必要に応じて50枚まで可能とする。)
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合はMS-DOSの標準テキストファイル(45字×38行)とし、A4の用紙に打ち出した原稿とフロッピーの両方を提出するものとする。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
7. 外国語でAbstract(約1365字)を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年10月末日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること  
引用法の例　　論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁  
　　単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

## 編 集 後 記

会員の皆様には益々ご健勝にてご活躍のことと存じます。

さて、本学会紀要『教育行政学研究』第16号を発刊する運びとなり、ここにお届けできま  
すことを会員の皆様とともに喜びたいと存じます。

本紀要16号の掲載論文は3編ありますが、各論文とも例年どおり、編集委員による厳し  
い査読を経たものです。論文の質を高く保つために、大変厳しい助言をいただいたものもあり、執筆者も査読者もご苦労をなさったのではないかと思います。しかし、それだけに、数  
は少ないものの、その質の高さは十分に確保できたものと確信しております。今後とも、レ  
フェリー制を活用して掲載論文の質の高さの維持向上に努めたいと思っております。会員の  
皆様がふるってご投稿されることを期待しております。

また、本号には、松永会員の文献紹介を掲載することができました。ご多忙中にも拘らず、  
松永会員から早速にも玉稿を賜ったことを厚く御礼申し上げます。

なお、本号より、編集委員が一部交替しました。松永（委員長）、佐竹の両編集委員に代  
わって、池田、岩永の両会員が編集委員会に加わることになりました。松永先生、佐竹先生  
にはこの2年間大変お世話になりました。

編集委員長 河野和清

「教育行政学研究」編集委員

河野和清  
池田輝政  
岩永定  
橋口泰宣

印 刷 平成7年3月31日

発 行 平成7年3月31日

発行者 西日本教育行政学会  
〒731-31  
広島市安佐南区沼田町大塚1717  
広島修道大学人文学部・教育学研究室  
☎ 082-830-1187  
FAX 082-848-3602

印刷所 グランド印刷株式会社  
〒770 徳島市万代町6丁目20-15

Studies on Educational Administration

---

Kazue NAKASHIMA : The Process of Establishment of the Nursery School System in England:Focusing on the Recommendations by the Hadow Report (1933)

Tetsuichiro HORITA : The Reaction of the U.S.Congress against the Dellmuth v. Muth Decision(1989):Especially Concerning the Problem of the Abrogation of State Sovereign Immunity

Koji KAMIDERA : Some Considerations of the New Jersey Public School Finance System:With Reference to the Basic Education Aid Formulas

A Selected Bibliography

Yuji MATSUNAGA : Higher Education in the Soviet Union and the New Russia

---

No.16 March 1995

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research